

電子記録債権に係る公正取引委員会規則の改正並びに事務総長通達及び取引部長通知の発出について

平成21年6月19日
公正取引委員会

- 1 電子記録債権法（平成19年法律第102号）が、平成20年12月1日に施行されたことを受け、今後、電子記録債権が下請代金支払遅延等防止法第2条第10項に規定する下請代金の支払手段として用いられることが想定される。

公正取引委員会は、かかる場合への対応として、

下請代金支払遅延等防止法第三条の書面の記載事項等に関する規則（以下「3条規則」という。）を改正

下請代金支払遅延等防止法第五条の書類又は電磁的記録の作成及び保存に関する規則（以下「5条規則」という。）を改正

「電子記録債権が下請代金の支払手段として用いられる場合の下請代金支払遅延等防止法及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の運用について」（以下「事務総長通達」という。）を発出

「電子記録債権が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導方針について」（以下「取引部長通知」という。）を発出

することとし、平成21年4月1日に原案を公表し、同年4月30日を期限として、関係各方面から広く意見を募集した。

- 2 今回の意見募集に対し、6名から16件の意見が提出された。当委員会は、提出された意見について慎重に検討した結果、別紙1から4までのとおり、3条規則及び5条規則を改正するとともに事務総長通達及び取引部長通知（原案の一部を修正）を発出し、公表することとした。

提出された意見の概要及び意見に対する考え方は、別紙5のとおりである（提出された意見については、公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課において閲覧に供する。）。

なお、改正された3条規則及び5条規則は、本日の官報に掲載され、本日から施行されている。また、事務総長通達及び取引部長通知についても、本日、これを発出した。

- 3 当委員会は、今般改正された3条規則及び5条規則並びに、今般発出した事務総長通達及び取引部長通知に従い、親事業者において適正な対応が採られることを期待している。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課

電話 03 - 3581 - 3373（直通）

ホームページ <http://www.jftc.go.jp>

下請代金支払遅延等防止法第三条の書面の記載事項等に関する規則の一部を改正する規則案新旧対照表（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条 下請代金支払遅延等防止法（以下「法」という。） 第三条の書面には、次に掲げる事項を明確に記載しなければならぬ。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 下請代金の全部又は一部の支払につき、親事業者及び下請事業者が電子記録債権（電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）の発生記録（電子記録債権法第十五条に規定する発生記録をいう。）をし又は譲渡記録（電子記録債権法第十七条に規定する譲渡記録をいう。）をする場合は、次に掲げる事項</p> <p>イ 当該電子記録債権の額</p> <p>ロ 電子記録債権法第十六条第一項第二号に規定する当該電子記録債権の支払期日</p> <p>ハ 製造委託等に関し原材料等を親事業者から購入させる場合は、その品名、数量、対価及び引渡しの日並びに決済の期日及び方法</p>	<p>第一条 下請代金支払遅延等防止法（以下「法」という。） 第三条の書面には、次に掲げる事項を明確に記載しなければならぬ。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 製造委託等に関し原材料等を親事業者から購入させる場合は、その品名、数量、対価及び引渡しの日並びに決済の期日及び方法</p>

下請代金支払遅延等防止法第五条の書類又は電磁的記録の作成及び保存に関する規則の一部を改正する規則案新旧対照表（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条 下請代金支払遅延等防止法（以下「法」という。）第五条の書類又は電磁的記録には、次に掲げる事項を明確に記載し又は記録しなければならない。</p> <p>一～八（略）</p> <p>九 下請代金の全部又は一部の支払につき、親事業者及び下請事業者が電子記録債権（電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第一条第一項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）の発生記録（電子記録債権法第十五条に規定する発生記録をいう。）をし又は譲渡記録（電子記録債権法第十七条に規定する譲渡記録をいう。）をした場合は、次に掲げる事項</p> <p>イ 当該電子記録債権の額</p> <p>ロ 下請事業者が下請代金の支払を受けることができることとした期間の始期</p> <p>ハ 電子記録債権法第十六条第一項第二号に規定する当該電子記録債権の支払期日</p> <p>ニ 製造委託等に関し原材料等を親事業者から購入させた場合は、その品名、数量、対価及び引き渡しの日並びに決済をした日及び決済の方法</p> <p>ヒ 下請代金の一部を支払い又は下請代金から原材料等の対価の全部若しくは一部を控除した場合は、その後の下請代金の残額</p> <p>ヘ 遅延利息を支払った場合は、その遅延利息の額及び遅延利息を支払った日</p>	<p>第一条 下請代金支払遅延等防止法（以下「法」という。）第五条の書類又は電磁的記録には、次に掲げる事項を明確に記載し又は記録しなければならない。</p> <p>一～八（略）</p> <p>九 製造委託等に関し原材料等を親事業者から購入させた場合は、その品名、数量、対価及び引き渡しの日並びに決済をした日及び決済の方法</p> <p>ヒ 下請代金の一部を支払い又は下請代金から原材料等の対価の全部若しくは一部を控除した場合は、その後の下請代金の残額</p> <p>ヘ 遅延利息を支払った場合は、その遅延利息の額及び遅延利息を支払った日</p>

電子記録債権が下請代金の支払手段として用いられる場合の下請代金支払遅延等防止法及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の運用について

平成 21 年 6 月 19 日事務総長通達第 12 号

公正取引委員会事務総長

親事業者が、電子記録債権（電子記録債権法（平成 19 年法律第 102 号）第 2 条第 1 項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）の発生記録（電子記録債権法第 15 条に規定する発生記録をいう。以下同じ。）又は譲渡記録（電子記録債権法第 17 条に規定する譲渡記録をいう。以下同じ。）をすることにより、下請代金を支払う場合の下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）第 3 条の書面の記載事項及び同法第 5 条の書類の記載事項については、下請代金支払遅延等防止法第 3 条の書面の記載事項等に関する規則（平成 15 年公正取引委員会規則第 7 号）及び下請代金支払遅延等防止法第 5 条の書類又は電磁的記録の作成及び保存に関する規則（平成 15 年公正取引委員会規則第 8 号）で定められたところであるが、電子記録債権が下請代金の支払手段として用いられる場合の下請法及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）の運用の方針は下記のとおりであるので、事務処理に当たっては、これにより適切に処理されたい。

記

- 1 電子記録債権の発生記録又は譲渡記録により下請代金を支払う場合の下請法第 2 条の 2（下請代金の支払期日）等に規定する下請代金の「支払期日」は、下請事業者が当該電子記録債権の譲渡記録をすることにより金融機関から下請代金の額に相当する金銭の支払を受けることができることとする期間の始期とする。
- 2 電子記録債権の発生記録又は譲渡記録により下請代金を支払う場合に、下請事業者が当該下請代金の額に相当する金銭の全額について支払を受けることができないときは、下請法第 4 条第 1 項第 2 号（下請代金の支払遅延の禁止）の規定に違反するものとして扱う。
- 3 電子記録債権の発生記録又は譲渡記録により下請代金を支払うこととする場合に、不当に、下請事業者に対し、電子記録債権の発生記録若しくは譲渡記録による下請代金の

支払に応じることを強制し，又は電子記録債権の発生記録若しくは譲渡記録による下請代金の支払に応じないことを理由として取引の条件又は実施について不利な取扱いをするときは，独占禁止法第19条（不公正な取引方法の禁止）の規定に違反するおそれがあるものとして扱う。

電子記録債権が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導方針について

平成 21 年 6 月 19 日取引部長通知

公正取引委員会事務総局取引部長

電子記録債権（平成 21 年 6 月 19 日付け事務総長通達第 12 号の電子記録債権をいう。以下同じ。）を下請代金の支払手段として用いる場合には、下請事業者の利益を保護する観点から、親事業者に対し、下記の事項を遵守するよう指導されたい。

記

1 電子記録債権の現金化

電子記録債権の発生記録又は譲渡記録により下請代金の支払を受けた下請事業者が、金融機関に当該電子記録債権についての譲渡記録をすることにより金銭の支払を確実に受けられるようなものとする。

2 決済期間

下請代金の支払期日から電子記録債権の満期日（電子記録債権法第 16 条第 1 項第 2 号に規定する支払期日をいう。）までの期間（手形の交付日から手形の満期までの期間に相当）は、120 日以内（繊維業の場合は 90 日以内）とすること。

3 電子記録保証

電子記録債権の譲渡記録により下請代金の支払を行う場合には、親事業者は当該電子記録債権に電子記録保証（電子記録債権法第 2 条第 9 項に規定する電子記録保証をいう。）を付すこと。

4 不利益変更の禁止

- (1) 支払手段を電子記録債権の発生記録又は譲渡記録による支払に変更する場合に、下請事業者に対し支払条件を従来に比して実質的に不利となるよう変更しないこと。
- (2) 電子記録債権に係る支払が行われる際に、下請事業者が利用する一般の金融機関の

預金口座を利用できないこととしないこと。

5 決済状況の把握

公正取引委員会等の下請代金支払遅延等防止法第9条の規定に基づく調査に際し、電子記録債権の発生記録又は譲渡記録による下請代金の支払状況に関する報告をすることができるよう、金融機関及び電子債権記録機関からこれに関する資料の提供を受けられるようにしておくこと。

電子記録債権に係る公正取引委員会規則の改正原案並びに事務総長通達原案及び取引部長通知原案に寄せられた意見の概要及びそれらに対する考え方

総論

意見の概要

今回、貴委員会より提示された内容は、電子記録債権制度を、手形的に利用する場合、すなわち、現行の手形と同様に支払手段として利用する場合には、下請法上、手形と同様の規律を課すことを明確化したものと理解できる。このような理解を前提に、標記改正案に賛成するものである。【全国銀行協会】

今回の「公正取引委員会規則の改正案」において、下請代金支払遅延等防止法の関連規則に、電子記録債権の額や支払期日を記載しなければならないと、明記されていること、「事務総長通達原案」及び「取引部長通知原案」において、電子記録債権を下請代金の支払手段として使用するには、利用の強制の禁止、譲渡禁止特約の排除、支払期日・満期日までの期間等手形と同様の取り扱いを求める運用方針が定められること、上記諸点を骨子とする今回の公正取引委員会の改正等の原案の各事項に賛同する。【個人】

当所ではかねてから、「平成21年度中小・小規模企業対策の拡充強化に関する要望」等において、電子記録債権制度に関し「同制度を現在の手形と同様の制度にすべきである」旨の要望を行ってきた。具体的には、取引している金融機関で資金決済できるような記録機関が設立・運営されること、現在の手形同様の信頼性が確保され債権の譲渡が円滑に行われるよう、譲渡禁止特約を設けない制度とすること、下請法上親事業者が下請事業者に対して行ってはならないと規定している行為を、手形と同様、電子記録債権についても適用対象とすること、などである。今般公表された各案は、これらの要望の内容に沿ったものになっており、当所としては基本的に同案を支持する。【日本商工会議所】

(注) 賛成意見で、具体的な修正等の意見がないものについては、当委員会の考え方は記載していない。

各論

事務総長通達案第1項について

No	意見の概要	考え方
1	<p>下請代金の「支払期日」として評価される「下請事業者が当該電子記録債権の譲渡記録をすることにより金融機関から下請代金の額に相当する金銭の支払を受けることができることとする期間の始期」とは、具体的には、発生記録又は譲渡記録がなされることにより、下請事業者が電子記録債権の債権者として記録された日という理解でよいのか。仮に発生記録又は譲渡記録に加えて何らかの行為が必要であれば、必要とされる具体的な行為の内容を明らかにされたい。</p> <p>【電子記録債権を活用した広島地域経済活性化研究会】</p>	<p>意見のとおり、下請代金の「支払期日」に、当該下請代金に係る電子記録債権が発生記録又は譲渡記録されることで足りる。</p>

事務総長通達案第2項について

2	<p>「下請事業者が当該下請代金の額に相当する金銭の全額について支払を受けることができないとき」は下請法に違反することが述べられているが、発生記録に記録された電子記録債権の金額が当該下請代金相当額であれば下請法に違反しないと考えてよいのか。あるいは、当該電子記録債権を金融機関に譲渡することによって下請事業者が受領することのできる金額（すなわち、譲渡の際に割引かれた後の金額）が当該下請代金相当額であることが必要となるのか。本項の趣旨を確認させていただきたい。</p> <p>【電子記録債権を活用した広島地域経済活性化研究会】</p>	<p>意見の前段のとおり、手形と同様、電子記録債権を用いて下請代金の支払を行う場合についても、発生記録又は譲渡記録をすることにより生じる電子記録債権の金額が当該下請代金の額であれば足りる。</p>
---	---	--

事務総長通達案第3項について

3	<p>下請代金の支払手段として電子記録債権を用いるには、下請事業者の同意や承諾（少なくとも黙示的な合意）が必要と考えているのか。</p> <p>【個人】</p>	<p>親事業者は、他の支払手段を用いる場合と同様に、電子記録債権を下請代金の支払手段として用いる場合においても、下請事業者に対して十分な説明を行い、下請事業者の合意を得る必要がある。</p> <p>また、親事業者は、電子記録債権を下請代</p>
---	--	--

		<p>金の支払手段として用いる場合には、下請法第3条の規定に基づき必要な記載を網羅した書面を下請事業者に交付する必要がある。</p>
--	--	--

取引部長通知案第1項第1号について

4	<p>「当該電子記録債権の譲渡記録をすることにより金銭の支払を確実に受けられるようなもの」とするために、第1項第2号の譲渡禁止特約及び第2項の決済期間の点以外に留意しなければならない要素があれば、その内容を明記していただきたい。 【電子記録債権を活用した広島地域経済活性化研究会】</p>	<p>当該電子記録債権を金融機関に譲渡記録をすることにより金銭の支払を確実に受けられるようにするための要素について、取引部長通知案第1項第2号の譲渡禁止特約及び第2項の決済期間に関する規定以外にはない。</p> <p>今後、電子記録債権による支払を受ける下請事業者が、当該電子記録債権を金融機関に譲渡記録をすることにより下請代金の額に相当する金銭の支払を確実に受けられるようにするために必要な事項が生じた場合には、改めて必要な対応を検討する。</p>
5	<p>「電子記録債権の発生記録又は譲渡記録により下請代金の支払を受けた下請事業者が、下請代金の支払期日に、当該電子記録債権の譲渡記録をすることにより金銭の支払を確実に受けられるようなものとする。」の意味が不明なので、債務者側で具体的にとらなければならない手段を御説明願いたい。 【個人】</p>	<p>電子記録債権が下請代金の支払手段として用いられる場合には、電子記録債権による支払を受けた下請事業者が、電子記録債権の発生記録日（譲渡による場合は譲渡記録日。手形の交付日に相当。）から電子記録債権の満期日（電子記録債権法で定める電子記録債権の支払期日のこと。手形の満期日に相当。以下同じ。）の間に、当該電子記録債権を金融機関に譲渡記録をすることにより金銭の支払を確実に受けられるようなものとする必要がある。</p> <p>したがって、これらの要件を満たしていない電子記録債権による支払が行われた場合は、当該電子記録債権を金融機関に譲渡記録をすることにより確実に現金化することができるものとはいえず、下請代金の支払手段として認められないと考える。</p> <p>電子記録債権が下請代金の支払手段として用いられる場合においては、親事業者は、あらかじめ、下請事業者が当該電子記録債権を金融機関に譲渡記録をすることにより下請代金の額に相当する金銭の支払を受けることができることを確認しておく必要がある。</p> <p>なお、当該規定の趣旨をより明確化する観点から、当該規定を次のとおり修正する。</p> <p>(旧)(1) 電子記録債権の発生記録又は譲渡記録により下請代金の支払を受けた下請事業者が、下請代金の支払期日に、当該電子記録</p>

		<p>債権の譲渡記録をすることにより金銭の支払を確実に受けられるようなものとする。</p> <p>(新)(1)電子記録債権の発生記録又は譲渡記録により下請代金の支払を受けた下請事業者が、金融機関に当該電子記録債権についての譲渡記録をすることにより金銭の支払を確実に受けられるようなものとする。</p>
--	--	--

取引部長通知案第1項第2号について

6	<p>「電子記録債権の発生記録又は譲渡記録により下請代金の支払を受けた下請事業者が、当該電子記録債権の譲渡記録をすることを禁止する特約が付されていないこと。」とは、一部譲渡制限があったとしても、実際上下請事業者にとって資金化に支障がない制限であれば、差し支えないと考えてよいか。</p> <p>【個人】</p>	<p>当該電子記録債権について一部譲渡制限があったとしても、下請事業者が金融機関に当該電子記録債権についての譲渡記録をすることにより金銭の支払を確実に受けられるようなものとなっている場合には、下請事業者には不利益は生じない。</p> <p>このため、取引部長通知案第1項第2号を「電子記録債権の発生記録又は譲渡記録により下請代金の支払を受けた下請事業者が、金融機関に当該電子記録債権についての譲渡記録をすることを禁止する特約が付されていないこと。」と修正することが適当と考えられる。しかしながら、これは、修正後の取引部長通知案第1項第1号が求める趣旨に含まれているので、取引部長通知案第1項第2号の規定は削除する。</p>
7	<p>「電子記録債権の発生記録又は譲渡記録により下請代金の支払を受けた下請事業者が、当該電子記録債権の譲渡記録をすることを禁止する特約が付されていないこと。」について、電子記録債権の譲渡先に一切制限がない場合、譲渡先として望ましくない者(暴力団等の反社会的勢力)に譲渡される可能性があり、反社会的勢力排除の観点から、このような者に限定して譲渡禁止特約の設定が認められる余地を残してもよい、電子記録債権の支払期日が、下請代金の支払期日と同日であれば、譲渡禁止特約が設定されていても、下請事業者の不利益にはならない、と考えるがどうか。</p> <p>【パナソニック電工株式会社】</p>	

取引部長通知案第3項について

8	<p>事務総長通達案には、「2 電子記録債権の発生記録又は譲渡記録により下請代金を支払う場合に、下請事業者が当該下請代金の額に相当する金銭の全額について支払を受けることができないときは、下請法第4条第1項第2号(下請代金の支払遅延の禁止)の規定に違反するものとして扱</p>	<p>親事業者が保有する電子記録債権を下請事業者に譲渡記録をすることにより下請代金を支払う場合については、当該電子記録債権の譲渡人である親事業者が当該電子記録債権に電子記録保証を付さなければ、電子記録債権の債務者が債務を履行しなかった場合、当該電子記録債権の譲受人である下請事業者は親</p>
---	---	--

<p>う。」との規定があることから、電子記録保証を設定しなくても、下請事業者への支払いは担保される、電子記録保証を要求することにより、親事業者の電子記録債権の利用が促進されず、普及を阻害する要因となる、と考えるがどうか。</p> <p>【パナソニック電工株式会社】</p>	<p>事業者に対して下請代金に相当する額の電子記録債権に基づく金銭の支払を請求できなくなることから、当該規定は必要であると考えられる。</p> <p>なお、本通達は、下請事業者の利益を保護する観点から、電子記録債権が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導方針を示しているものである。</p>
--	--

取引部長通知案第4項第1号について

<p>9 支払手段を一括決済方式から償還請求が行える電子記録債権方式に切り替えることは、不利な変更該当する可能性があるということか。</p> <p>【個人】</p>	<p>下請代金の支払手段を一括決済方式から電子記録債権に切り替えることが不利な変更該当するかどうかは、支払手段の変更に伴い下請事業者に経済上の不利益が発生しているかなどを総合的に考慮し、判断することとなる。</p> <p>なお、3の意見に対する考え方で述べたように、支払手段を電子記録債権に切り替える場合においても、親事業者は下請事業者に対して十分な説明を行い、下請事業者の合意を得る必要がある。</p>
<p>10 どのようなケースが実質的に不利となるのかを示すべきと考える。</p> <p>【パナソニック電工株式会社】</p>	

取引部長通知案第4項第2号について

<p>11 当該規定は、親事業者が下請事業者に対して、電子記録債権の利用に際し、債権管理やサービスの運営上の観点から下請事業者が利用する一般の金融機関の預金口座以外の口座の利用を強制した場合、別口座の開設・運営に伴う管理コストの増加を招き、ひいては下請事業者に不利益を生じることを念頭に置いたものと推察する。しかしながら、下請事業者が電子記録債権の利用自体に同意している場合において、親事業者が別口座開設等の費用を負担するのであれば、下請事業者に不利益を生じさせることはないと考えますが、どうか。</p> <p>【パナソニック電工株式会社】</p>	<p>本通知の原案において、当該規定を設けることとした趣旨は、電子記録債権が下請代金の支払手段として用いられる場合において、下請事業者が新たに口座を開設することを強制され、下請事業者に経済上の不利益が生じることとなるような事態を未然に防止することにある。</p>
<p>12 「電子記録債権に係る支払が行われる際に、下請事業者が利用する一般の金融機関の預金口座を利用できないこととしないこと。」とあるが、一括決済方式にかかる同指針には存在しないかかる要件を電子記録債権方式において特に規定しなければ</p>	

<p>ばならない理由は何か。 【個人】</p>	
-----------------------------	--

取引部長通知案第5項について

<p>13</p>	<p>親事業者が金融機関及び電子債権記録機関から下請代金の支払状況に関する資料の提供を受けられるようにすることが求められているが、具体的にどのような資料が必要となるのか明記していただきたい。 【電子記録債権を活用した広島地域経済活性化研究会】</p>	<p>当該規定の趣旨は、親事業者に対し、下請取引に関する報告を求める又は検査を行う際に、下請代金の支払状況に関する資料が金融機関又は電子債権記録機関にあることを理由として、当該報告をしない又は当該検査を拒み、妨げ、若しくは忌避することは認められないとするところにある。</p> <p>下請代金の支払状況に関するものとしては、例えば、実際の支払に係る事実を確認するため、電子記録債権の発生記録又は譲渡記録を電子債権記録機関に請求した際に、電子債権記録機関に対して提供された当該電子記録債権に係る情報に関する資料、口座間送金決済に係る資料の提出を求めることなどが想定される。</p>
-----------	---	---